

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年3月1日(2012.3.1)

【公開番号】特開2011-48822(P2011-48822A)

【公開日】平成23年3月10日(2011.3.10)

【年通号数】公開・登録公報2011-010

【出願番号】特願2010-179764(P2010-179764)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/22 (2012.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 2 6 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支払請求を処理するコンピュータ可読コンポーネントを有するコンピュータ使用可能な記憶媒体であって、前記コンポーネントが、

支払請求データベースにアクセスし、前記支払請求データベースに関連する情報であつて前記支払請求の属性を含む情報を抽出するように動作するデータ抽出モジュールと、

前記支払請求データベースから選択される支払請求を評価するのに役立つ複数の予測モデルであつて、前記支払請求の属性が正しいかどうかを予測し、前記支払請求に関連する属性が正しくないと予測されるとの決定に応じて監査のために前記支払請求にフラグが立てられるように動作し、前記決定が誤りであるか否かを表す情報を含む前記支払請求の前記監査からのフィードバックに基づいて更新される、予測モデルと、

を含むコンピュータ使用可能な記憶媒体。

【請求項2】

前記予測モデルが、前記支払請求の前記属性を使用して、さらに前記属性から導かれるデータも使用して前記支払請求を評価する、請求項1に記載のコンピュータ使用可能な記憶媒体。

【請求項3】

前記予測モデルが、前記支払請求のスコアを決定し、前記スコアがしきい値を満足する場合に、前記監査のために前記支払請求にフラグが立てられる、請求項1に記載のコンピュータ使用可能な記憶媒体。

【請求項4】

前記監査のために前記支払請求にフラグが立てられる場合に、前記予測モデルを改善する尺度が前記監査を実施する前に決定され、前記尺度がしきい値を満足する場合に前期支払請求の前記監査が実施される、請求項1に記載のコンピュータ使用可能な記憶媒体。

【請求項5】

前記支払請求に関連する情報を使用して、前記支払請求データベースから別の支払請求を選択する、請求項1に記載のコンピュータ使用可能な記憶媒体。

【請求項6】

支払請求を処理する方法であつて、

複数の支払請求の第1の履歴情報であつて、前記支払請求の属性および前記属性から導

かれる情報を含む第1の履歴情報にアクセスするステップと、

前記複数の支払請求の属性ではない情報あるいは前記複数の支払請求から導かれない情報を含む第2の履歴情報にアクセスするステップと、

支払請求に関する属性が正しいかどうかを予測するのに役立つコンピュータ実装モデルを作成するために、コンピュータシステムを用いて前記第1の履歴情報と前記第2の履歴情報とを分析するステップと、

前記コンピュータ実装モデルを用いて前記支払請求の評価を実施するステップと、

前記評価結果の監査からのフィードバックを前記コンピュータ実装モデルに組み込むステップと、

を含み、

前記評価結果は、前記支払請求に関する属性が正しくないと予測されるとの決定を含み、前記フィードバックは、前記決定が正しいか否かを表す情報を含む、

方法。

【請求項7】

前記第2の履歴情報が、構造化されていないテキストベースデータと、前記支払請求に含まれない情報を含む外部データとを含む、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記予測することが、

前記支払請求のスコアを決定するステップと、

前記スコアがしきい値を満足する場合に、前記監査のために前記支払請求にフラグを立てるステップと、

を含む、請求項6に記載の方法。

【請求項9】

前記第1の履歴情報および前記第2の履歴情報が、前記モデルを作成するのに役立つ学習データと、前記モデルをテストするのに役立つ検証データとに分けられる、請求項6に記載の方法。

【請求項10】

別の支払請求を選択するのに役立つ検索パラメータを定義するために、前記支払請求に関する情報を使用するステップをさらに含む、請求項6に記載の方法。

【請求項11】

コンピュータシステムに処理を実施させるために、内部で具体化されるコンピュータ可読プログラムコードを有するコンピュータ使用可能な記憶媒体であって、前記処理が、

金額の支払い要求を含む支払請求の属性にアクセスするステップと、

前記支払請求に関する第1の属性に誤りがある確率を判断するために前記属性をコンピュータ実装モデルに使用するステップと、

前記確率がしきい値を満足するとの決定に応じて、前記第1の属性に誤りがあるかどうかを判断する追加の評価のために、前記支払請求にフラグを立てるステップと、

前記追加の評価のために前記支払請求にフラグが立てられる場合に、前記第1の属性の誤りの原因である可能性がある前記支払請求の第2の属性を特定するのに役立つ追加の情報を、前記支払請求と関連付けるステップと、

前記確率が正しいか否かを表す情報を含む前記追加の評価からのフィードバックに基づいて、前記コンピュータ実装モデルを更新するステップと、

を含む、コンピュータ使用可能な記憶媒体。

【請求項12】

前記処理が、前記属性からデータを導くステップと、前記確率を決定するために前記属性から導かれる前記データを使用するステップと、をさらに含む、請求項11に記載のコンピュータ使用可能な記憶媒体。

【請求項13】

前記追加の情報が、テキストベースのコメントおよびテキストでない視覚的指示から成るグループから選択される、請求項11に記載のコンピュータ使用可能な記憶媒体。

【請求項 1 4】

前記処理が、前記追加の評価のために前記支払請求にフラグが立てられる場合に、前記追加の評価を実施する前にモデルの改善の尺度を決定するステップをさらに含み、前記追加の評価が、前記尺度がしきい値を満足する場合に実施される、請求項 1 1 に記載のコンピュータ使用可能な記憶媒体。